

「石川県性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解の増進に関する条例(案)」及び「石川県パートナーシップ宣誓制度(案)」に対するご意見募集について

1 趣旨

石川県では、多様性を尊重する社会の実現に向け、不当な差別はあってはならないとの認識の下、県民全体の多様な性に関する理解を増進するための条例を制定するとともに、県が性的マイノリティのカップルをパートナーとして認め、夫婦同様の行政サービス等を受けられる、パートナーシップ宣誓制度を創設することとしております。

つきましては、条例及び制度の概要について、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

2 概要

(1) 募集期間

令和5年8月4日(金曜日)～令和5年8月24日(木曜日)

(郵送については、8月24日(木曜日)必着)

(2) 資料

①県のホームページに掲載後(8月4日～)

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/lgbtq_pubcom.html

②次の場所で閲覧、入手できる。

- ・県民文化スポーツ部女性活躍・県民協働課(金沢市鞍月1丁目1番地 県庁10階)
- ・県行政情報サービスセンター(金沢市鞍月1丁目1番地、県庁1階)
- ・小松県税事務所(小松市園町ハ108番地の1)
- ・中能登総合事務所(七尾市小島町二部33番地)
- ・奥能登総合事務所(輪島市三井町洲衛10部11番1)

3 提出方法

意見様式に住所、氏名、ご意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出。(電話、口頭での意見は不可。)

(1) 郵送先：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化スポーツ女性活躍・県民協働課

(2) FAX：076-225-1374

(3) 電子メール：e130500@pref.ishikawa.lg.jp

4 意見の取扱い

(1) 提出された意見は、本条例の制定にあたっての参考とする。

(2) 意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表する。

なお、意見に対する個別の回答は行わない。

(3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表しない。